



**所得税の
還付申告は一月から**

所得税の確定申告は、全国の税務署などで2月17日～3月16日の期間に一齐に開始されますが、還付申告については、令和2年1月から受付ができます。

令和元年中が次のようなケースに当てはまるときは、給与等から源泉徴収された所得税が還付されますので、確定申告期間に入ってからではなく、税務署が混雑する前に申告されることをお勧めします。

①中途退職により、年末調整を受けていない場合
令和元年中に中途退職をされた人は、退職までの給料が年末調整されていないため、給与から徴収された所得税が多く引かれていることがあり、確定申告により還付されます。

②多額の医療費を支払った場合

自分や家族などの病気や事故などで、総所得金額等が200万円以上の人は正味の医療費が10万円（総所得金額等が200万円未満の人は総所得金額等の5%）を越える医療費を支払ったときは、所得税の還付を受けることができます。対象となるのは、給与等から所得税を徴収されている人で、保険金等で補填される金額を差し引いてさらに10万円（総所得金額等が200万円未満の人は総所得金額等の5%）を控除した金額が医療費控除額となります。

③住宅ローンにより一定の要件のマイホームを取得した場合

住宅ローンなどを利用してマイホームを新築、購入、増改築したときは、一定の要件に該当すれば、確定申告により給与等で徴収された所得税から税額控除する方法で還付を受けることができます。

④その他

特定の寄付をしたとき、配当所得があり配当控除を受けるとき、災害や盗難などで資産に損害を受けたときにも申告により給与等から引かれた所得税が還付されます。

国民年金

住民課高齢者医療年金係 ☎64-7702

年金受給者が死亡したときはすみやかに届け出をしましょう

年金を受ける権利は死亡するとなくなります。年金受給者が死亡したときは、「年金受給権者死亡届」をすみやかに年金事務所へ提出してください。

提出が遅れると年金が過払いになり、遺族の方から返納していただくこともありますので、ご注意ください。

また、年金は死亡した月の分まで支払われます。まだ受け取っていない年金がある場合、死亡当時に受給者と生計を同じくしていた一定の範囲のご遺族は、未支給年金を請求できますので、死亡届と一緒に「未支給年金・保険給付請求書」を提出してください。なお、提出する際には次の書類が必要になります。

【添付書類】

- ・「年金受給者死亡届」のみを提出する場合
 - ①死亡した受給者の年金証書

- ②死亡の事実を明らかにできる書類
- ・未支給年金を請求する場合
 - 前記の①・②に加えて
 - ③死亡した受給者と請求者の身分関係が確認できる書類（戸籍謄本など）
 - ④死亡した受給者と請求者が生計を同じくしていたことがわかる書類（住民票など）
 - ⑤請求者の金融機関の通帳

※これら以外にも添付書類が必要な場合もありますので、お問い合わせください。

お問い合わせ先

ねんきんダイヤル
☎0570-05-1165
前橋年金事務所
☎027-231-1709